

基準 4 教員・職員

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程(以下、学長選考規程)」に基づいて任命される。「学長選考規程」は、短期大学設置基準第 22 条の 2 を踏まえ、建学の精神を深く理解する者と定めている。

【資料 4-1-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程

教員人事については、「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、学長指名による教員選考委員会(採用)や教員審査委員会(昇任)を立ち上げ、その報告を受けて学長が運営会議に上程し、承認を得て理事長に申請している。

【資料4-1-2】八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程

【資料4-1-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程

入学者選抜については、「八戸学院大学短期大学部教授会規程」第3条第2項に基づき、入学者選抜委員会が審議を行う。入学の許可は「八戸学院大学短期大学部学則(以下、学則)」第21条に基づき、八戸学院大学短期大学部教授会(以下、教授会)(入学者選抜委員会)の審議を経て学長が決定する。

【資料4-1-4】八戸学院大学短期大学部教授会規程

【資料F-3】八戸学院大学短期大学部学則

学生の入学、休学、復学、除籍、復籍、転部、転学、退学および留学は、「学則」に基づき、教授会の審議を経て学長が決定、許可する。また、学生の卒業は「学則」に基づき、教授会の審議を経て、学長が認定する。

【資料F-3】八戸学院大学短期大学部学則

平成 30(2018)年度は理事長が学長を兼務したため、副学長 1 名と学長補佐 1 名を配置したが、令和元(2019)年度は前年度副学長が学長に就任し、副学長等を配置しなかった。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は「学則」に定め、審議機関として八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議(以下、運営会議)および教授会を設置している。それぞれの審議事項は、運営会議については「学則」第 38 条、教授会については「学則」第 39 条にそれぞれ定められており、組織上の位置付けお

よび役割は明確である。したがって、運営会議および教授会の権限の分散と責任は明確であり、適切に機能している。

【資料 F-3】 八戸学院大学短期大学部学則

【資料 4-1-5】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程

【資料 4-1-4】 八戸学院大学短期大学部教授会規程

本学では、センターの下、各種委員会が組織され、短期大学の使命・目的に沿って教学マネジメントが適切に構築されている。

本学の教学マネジメントの組織図は、図 4-1-1 のとおりである。

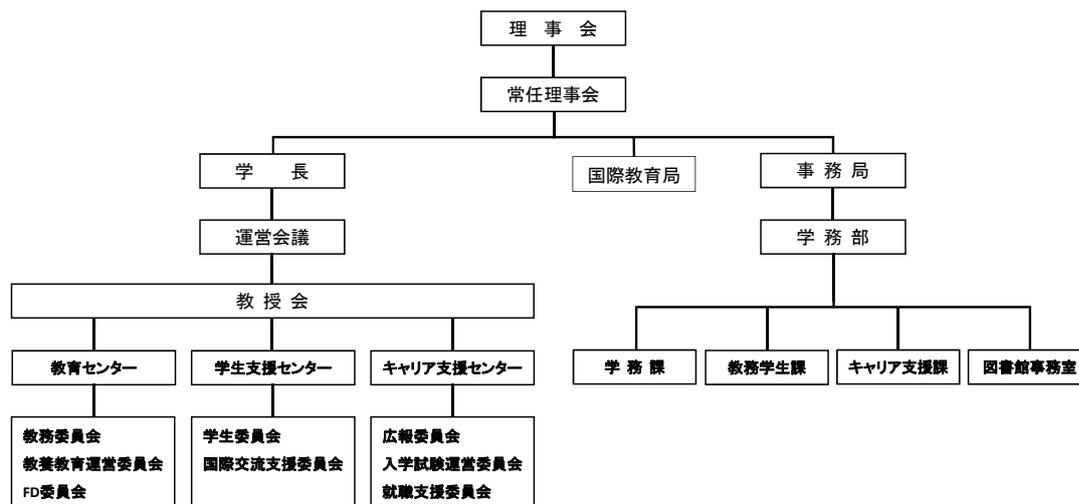


図 4-1-1 本学の教学マネジメント組織図

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育研究活動を支援する事務組織（学務部）の職制、任命および職分については、「学校法人光星学院運営組織規程」第 27 条～第 29 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため、事務組織の分掌について、課・室ごとの役割を「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に定めている。

【表 4-2】 職員数と職員構成

【資料 4-1-6】 学校法人光星学院運営組織規程

【資料 4-1-7】 学校法人光星学院運営組織事務分掌細則

職員の配置については、厚生補導の主軸である教務関係や学生対応の部署には教員経験者を、システム管理、WEB サイトの部署には有資格者や経験者を配置するなど、能力・適正に応じた配置を行っている。

【資料 4-1-8】 学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程

職員はそれぞれが担当する各種委員会に参加し、審議事項に関係する法律や学内諸規程の確認および資料の作成等を行うとともに、必要に応じて議論にも参加するなど、教職協働を実現している。

【資料 4-1-9】 令和元(2019)年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部校務分掌

また、各センター会議においては所管する担当課が会議の資料準備や議事録の作成を行っており、運営会議および教授会における教学マネジメント関連の資料作成は、学務部学

務課の職員が行っている。

【資料 4-1-10】 運営会議・教授会・各センター・委員会議事録

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学長は、理事会で決定された方針に従って短期大学を運営する権限と責任を担っている。大学の使命・目的に沿って短期大学の意思決定を適切に行うため、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を配置し、教授会を適切に運営し、業務の速やかな執行を継続する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任については、「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に運用している。採用は、定年・依願・任期満了に伴う退職者の補充あるいは教育上・組織運営上必要と認められた場合に行っている。原則、公募制としており、応募者は教員選考委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。昇任は、職位の資格、教育・研究上の業績、在任経験年数を鑑みて、教員審査委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。両委員会は、原則として学長によって指名された教授 5 人によって、その都度組織される。

【資料 4-1-2】 八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程

【資料 4-1-3】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程

本学の専任教員数は、短期大学設置基準第 22 条別表第一イ「学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数」と別表第一ロ「短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数」を遵守している。

【エビデンス集データ編 共通基礎様式 1】

表 4-2-1 短期大学設置基準に基づく専任教員数

学科・その他の組織	専任教員数					設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数
	教授	准教授	講師	助教	計		
幼児保育学科	7	5	4	0	16	8	3
介護福祉学科	2	1	2	1	6	6	2
短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数						3	1
合計	9	6	6	1	22	17	6

表 4-2-2 年齢構成別専任教員数

	61歳以上	51歳～60歳	41歳～50歳	31歳～40歳	30歳以下	合計
幼児保育学科	5(1)	5(4)	1(0)	4(2)	1(0)	16(8)
介護福祉学科	2(1)	1(1)	3(1)	0(0)	0(0)	6(3)
合計	7(2)	6(5)	4(1)	4(2)	1(0)	22(11)

※ () 内は女性教員数

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善の工夫および開発のため、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会）が主体となり、毎年度、次のような取り組みを行っている。また、FD 委員会は活動内容および評価結果を「FD 報告書」にまとめ、八戸学院図書館で一般公開している。

【資料 4-2-1】平成 30(2018)年度 FD 報告書

●授業評価アンケート

教員は学生の学修状況を確認するため、毎年少なくとも 1 つの授業で学生による授業評価アンケートを実施する。そこでは授業への理解度や授業態度、教員の授業運営について確認するほか、授業への要望などを自由記述で記入させている。アンケートの結果については、FD 委員会が集計した後、担当教員へフィードバックし、担当教員はその内容をもとに自身の授業の改善点などをまとめ、FD 委員会に提出する。

【資料 4-2-2】授業評価アンケート用紙

●公開授業

本学ではほぼ常時（ただし、授業の第 1 週目と第 15 週目は除く）授業を公開しており、いつでも教員相互の授業参観が可能である。参観後は教員による授業評価として、参観した教員が「相互評価アンケート」に無記名で記入し、FD 委員会に提出する。アンケートは授業改善に役立つ材料として活用できるよう、担当教員にフィードバックしている。また、公開授業期間のうち 1 週間は、学外にも一般公開している。

【資料 4-2-1】平成 30(2018)年度 FD 報告書

●FD 研修会（ワークショップ）

本学では毎年度 FD 研修会（ワークショップ）を開催している。平成 30(2018)年度は、本学地域連携研究センター井上丹氏による「育てたい学生像の言語化」をテーマとし、前半で情報提供と共有を図り、後半は学部学科ごとのグループワークを実施した。

【資料 4-2-1】平成 30(2018)年度 FD 報告書

●FD ネットワーク “つばさ”

本学は、大学間連携 FD 活動プロジェクトである「FD ネットワーク “つばさ”」の連携校であり、各種セミナーに教員や学生が参加している。平成 30(2018)年度は、第 21・22 回 FD ネットワーク “つばさ”FD 協議会、第 18 回山形大学 FD 合宿セミナーに参加し、研修や情報交換を行った。

【資料 4-2-1】平成 30(2018)年度 FD 報告書

●授業支援システム研修会

FD 委員会では、毎年度、新任教員をはじめとする全教員を対象に「はちがくキャンパス WEB 授業支援システム研修会」を実施し、教育活動の合理化・効率化に努めている。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

教育目的および教育課程に対応した教員の採用に関しては、本人の専門性だけでなく、学科の適切な運営のためのバランスにも配慮する。

FD 協議会などの外部研修会への参加、FD 委員会による授業支援システム研修会の開催は継続して行う。また、公開授業に関しては、教員の参加率を高めるための対策を講じる。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上のための研修を行っている。平成 30(2018)年 8 月には、職員の意識改革や行動改革の向上を図ることを目的として、必要な知識および技能習得、その能力・資質向上に関する研修を行なった。また、職員の資質向上および専門性を高めるため、毎年度、日本私立大学協会東北支部主催の事務研修会に、学務部長のほか学務・教務学生担当の職員を派遣している。

さらに、平成 29(2017)年 4 月 1 日付で大学設置基準・短期大学設置基準が改正施行され、SD 研修の対象が全ての教職員に拡大されたことに伴い、平成 30(2018)年度からは法人内全教職員を対象とした SD 研修会を年度初日に実施している。

【資料 4-3-1】学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程

【資料 4-3-2】学校法人光星学院一般職員研修規程

【資料 4-3-3】平成 30 年度学校法人光星学院 SD 研修会次第

【資料 4-3-4】平成 31 年度学校法人光星学院 SD 研修会実施要項（案）

【資料 4-3-5】平成 30 年度私大協東北支部事務研修会の開催案内

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

職員の育成においては、業務内容に応じた外部研修への積極的な参加を推奨し、学校運営の知識・能力を習得する研修を実施し、職員の資質・能力の更なる向上を目指す。なお、大学設置基準が改正施行されたことに伴い、省令改正の趣旨に添った研修を継続して行う。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では全教員に対して個人研究室を配置しており、そのほか、実技系の研究設備として、音楽室、美術室、体育館等を備えている。また、研究時間の確保のために、基本的に全教員が週 1 日の研修日を確保できるように時間割を編成している。

研究活動のための外部資金の導入支援として、毎年度、研究推進委員会が科学研究費補助金獲得に向けて「科学研究費申請サポート講習会」を実施している。その他の民間および自治体の補助金・助成金などの外部資金に関する情報は、各関係部署が教員に配信している。

【資料 4-4-1】令和元(2019)年度科学研究費申請サポート講習会資料

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」第 2 条に基づき、年 2 回、文部科学省・厚生労働省が示している「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に従い、研究計画書（新規および継続）の厳格な審査を行っている。

【資料 4-4-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則

また、研究推進委員会が文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にのっとり、毎年度「研究倫理・コンプライアンス教育研修会」を実施している。これは全教員に出席義務があり、欠席者がいた場合は追加で研修会を行っている。

【資料 4-4-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究推進委員会規程

【資料 4-4-4】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 4-4-5】令和元(2019)年度研究倫理・コンプライアンス教育研修会資料（参加者数の

データを含む)

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への助成として「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」があり、それぞれ「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領」、「八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要項」、「八戸学院大学短期大学部特別助成にかかる研究計画の公募要領」によって適切に運用されている。

【資料 4-4-6】八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程

【資料 4-4-7】令和元年度八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領

【資料 4-4-8】平成 30 年度八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領

【資料 4-4-9】学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要項

【資料 4-4-10】八戸学院大学短期大学部特別助成にかかる研究計画の公募要領

「個人研究費」は、講師以上の全教員に 18 万円を配分している。「特別研究費」および「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」については、平成 30(2018)年度は学長・副学長が審査し、配分した。「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」は、毎年度イノベーションプログラム運営委員会が審査し、配分している。

科学研究費補助金については、令和元(2019)年度は継続 1 件（研究代表者）であった。

研究活動の推進のため、研究費の見直しを行い、個人研究費とは別に学会発表を支援するための旅費の枠を設ける方向で検討を進め、平成 31(2019)年 4 月の教授会で詳細を周知した。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

新たに開始した「学会等出張旅費」について、使用状況を検討し、必要に応じて詳細を再検討する。

【基準 4 の自己評価】

本学では、審議機関として運営会議および教授会を設置している。また、教育研究活動を支援する事務部門として、学務部・教務学生課が教学マネジメントを構築している。

教員の配置については、短期大学設置基準に基づいた専任教員数を確保し、さらに、教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任について、「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づいて運用している。

教育内容・方法の改善および職能開発については、FD委員会が主体となって授業評価アンケート、公開授業、FD研修会などを行っており、その活動内容は「FD報告書」にまとめて図書館で一般に公開している。

職員の研修については、「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員

会規程」、「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上および専門性を高めるための研修を行っている。さらに、平成30(2018)年度からは全教職員を対象としたSD研修会も開催している。

研究支援については、全教員に対して個人研究室を配置するとともに、実技系の研究設備として、音楽室、美術室、体育館等を備えている。また、研究時間の確保のために、基本的に全教員が週1日の研修日を確保できるように時間割を編成している。

研究に関しては、研究倫理委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」第2条に基づき、倫理面の審査を厳格に行っている。研究活動のための助成として「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」を備え、令和元(2019)年度には新たに学会等出張のための旅費の枠を設けた。